《第41回研究大会グループ研究発表》

学校図書館メディアと著作権

北 克一,村上 泰子(「マルチメディアと図書館」研究グループ)

Copyright Issues on School Library Materials, by KITA Katsuich & MURAKAMI Yasuko

1. はじめに

1998年7月「教育課程審議会答申」を受けて,小・ 中学校については同年12月,高等学校については翌 年3月に新学習指導要領が告示された。これによっ て新教育課程にもとづく教育が小学校・中学校にお いては2000年度からの移行措置を経て2002年度から 全面実施,高等学校においては2003年度から学年進 行で実施される1)。この新学習指導要領について は、1)豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる 日本人としての自覚を育成すること、2) 自ら学び、 自ら考える力を育成すること、3) ゆとりのある教 育を展開する中で,基礎・基本の確実な定着を図り, 個性を生かす教育を充実すること. 4) 各学校が創 意工夫を生かし特色ある教育、特色ある学校づくり を進めること、の4つの方針のもと、それに沿った いくつかの改善ポイントが示されている。改善ポイ ントでは,「教育内容の厳選」,「総合的な学習の 時間の創設」,「選択学習の幅の拡大」,「授業時数 の縮減」等、「『ゆとり』のある学習活動の中で子 どもたちに自ら考え, 主体的に判断し、行動する能 力、自ら律しつつ他人を思いやる心などの豊かな人 間性といった『生きる力』を培うこと」を目指す改 革とともに,「道徳教育の充実」,「国際化への対 応」,「情報化への対応」が挙げられている²⁾。

1996年7月,中央教育審議会は『21世紀を展望した我が国の教育の在り方について』の中で,「情報教育の体系的実施」や「通信ネットワークの活用による学校教育の質的改善」等を答申した。その後文部省は2度にわたり「教育改革プログラム」を改訂

展に対応した教育環境の実現に向けて』を提出している。そして昨年、1999年度「経済新生特別枠」中の「ミレニアム・プロジェクト」として、「情報化による教育立国プロジェクト」を要求した。これを受けて1999年12月19日に発表された「ミレニアム・プロジェクト(新しい千年紀プロジェクト)について」において、今後の我が国経済社会にとって重要性や緊要性の高い分野の筆頭に「教育の情報化」が挙げられた3。 学習形態の多様化、さまざまなメディアの導入、

し、1998年7月に初等中等教育における情報教育の

推進に関する調査協力者会議最終報告『情報化の進

学習形態の多様化,さまざまなメディアの導入,ネットワーク化の進展といった流れの中で,学校図書館はこれまで以上に多様な教育支援活動を行っていくことが必要になると考えられるが,現行著作権法は学校図書館が今後こうした活動を発展させていく上で,いくつかの問題を含んでいる。

本稿ではまず情報環境の変化が学校教育や学校図 書館に与えている影響について概観し、学校教育に おいて多様なメディアを取り扱う際の著作権法上の 問題点を整理する枠組みを提示した。その上で特に 電子メディアを取り扱う際の問題点を主として複製 と公衆送信について検討した。

2. 学校教育と学校図書館

2.1 学校教育と情報化

学校教育の変化を情報化との関わりについて新学習指導要領を見てみると、小学校、中学校、高等学校いずれにおいても「コンピュータや情報通信ネットワークおよび視聴覚教材の活用」と「学校図書館の活用」とが並列的に記載されていることがわかる40。中学校学習指導要領の第1章総則を例にとると、第6の2(9)に各教科等の指導に当たっては、

きた かついち 大阪市立大学 むらかみ やすこ 梅花女子大学

北,村上:学校図書館メディアと著作権

July 2000

「生徒がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用できるようにするための学習活動の充実に努めるとともに、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。」が、(10)として「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。」が挙げられている。

前者2(9)では、「コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段の活用」という情報活用 基礎能力の育成が目指されている。2(9)後半部でさらに視聴覚教材にも触れ、ハードウェアのみならずソフトウェアの活用をも視野に入れた内容であることがわかる。ただし、これらはいずれも「指導計画の作成等に当って配慮すべき事項」(小・中)、

「教育課程の編成実施に当って配慮すべき事項」 (高)というように配慮事項の範囲での記述にとど まっており、指導内容に関する箇所での言及はな い⁵⁾。

このことは解説において「コンピュータや情報通信ネットワークのほか、VTR や OHP などの視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の活用は、主たる教材である教科書を補完・補充するものとして、学習の動機付けや理解の促進、生徒の多様な特性等への対応などにおいて有効であり、適切に活用することによって教師の指導や生徒の学習活動を一層効果的に進めることができる。」、「教師は、教育用ソフトウェアやその他の視聴覚教材、教育機器、及びそれらを活用した指導法について絶えず研究していくことが必要」とあることからもうかがわれる60。

文部省は初等中等教育における情報化への対応として,新学習指導要領の完全実施に向け,(1)教育用コンピュータ及びソフトウェアの整備・充実,

(2)情報通信ネットワーク環境の整備と実践研究, (3)教員の指導力向上,を推進している。教育用コンピュータに関しては平成6年~11年度までの6か年計画で小学校で児童2人に1台,中学校・高等学校で生徒1人に1台の割合で指導できるよう整備が進められており,教育用ソフトウェアに関しても開発・整備が進められている。情報通信ネットワーク環境については、平成13年度までにすべての公立小中高等学校等がインターネットに接続できることなどが目指されている 7 。

新しい学習指導要領では、中学校の技術・家庭の

科目の中に「情報とコンピュータ」の内容が盛り込まれるほか、高等学校では必修科目として情報 A,情報 B,情報 C という科目が新設される®。この科目を担当する教員として現在、3年間毎年3000人の養成が計画されている。また専門教育に関する教科としての情報科の発足も予定されている。また平成13年度までに、すべての教員がコンピュータ等を操作でき、半数がコンピュータを用いて指導できるようにすることが目指されている®ほか、平成12年度の教員養成課程から情報機器に関する科目「情報機器の操作」が必修となっている。

一方学校図書館は「教育課程の展開を支える資料センターの機能を発揮しつつ、①児童が自ら学ぶ学習・情報センターとしての機能と②豊かな感性や情操をはぐくむ読書センターとしての機能を発揮する」存在ととらえられている¹⁰⁾。学校図書館に関わっては、1997年6月の「学校図書館法の一部を改正する法律」を受けて、2003年度から12学級以上の規模の学校に司書教諭を置くことが義務付けられたほか、1998年3月に司書教諭講習規定も一部改正され、1999年度から「学校経営と学校図書館」、「学校図書館メディアの構成」、「学習指導と学校図書館」、「学校図書館」、「清書と豊かな人間性」、「情報メディアの活用」の5科目10単位に改訂された¹¹⁾。

2.2 学校図書館と情報化

新学習指導要領において学校教育と情報化の関わりの中で、学校図書館の問題は、教育の情報化の問題と常に併記され、別個のものとして取り扱われている。しかし学校図書館の本来の役割を考えるならば、学校教育において視聴覚教材や教育機器を活用することと、学校図書館を活用することとは切り離しては考えられないものである。

学校図書館は「学校図書館法」第2条において,「図書,視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料(図書館資料)を収集し,整理し,及び保存し,これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって,学校の教育課程の展開に寄与するとともに,児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備」であると規定されているように,「生徒の学習活動を支援すること」,「教員の教育活動を支援すること」,「生徒の教養の育成に資すること」を目的とする。すなわち学校図書館の機能は「教材・教育情報センター機能」,

「学習情報センター機能」、「読書センター機能」

図書館界

Vol. 52 No. 2

の3つであるということができる。

学校図書館法第4条においては、こうした学校図書館の目的をさらに「学校図書館の運営」として次の5項目に展開している。

- 1) 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
- 2) 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 3) 読書会, 研究会, 鑑賞会, 映写会, 資料展示会等を行うこと。
- 4) 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
- 5)他の学校の学校図書館,図書館,博物館,公 民館等と緊密に連絡し,及び協力すること。

このような機能を情報化との関連で見るならば、 学校図書館経営管理の合理化、電子資料・情報の収 集と提供、資料検索の効率化、ネットワークによる 入手資料の拡大、図書館サービスと指導の効率化、 多様なメディア活用能力の育成などである。特に多 様なメディア活用能力の育成は情報化の進展に対応 した初等中等教育における情報教育の進展等に関す る調査研究協力者会議によって平成9年に提出され た『体系的な情報教育の実施に向けて』の中で述べ られている情報教育の3目標「情報活用の実践力」、 「情報の科学的な理解」、「情報社会に参画する態 度」とも密接な関係を持つ¹²⁾。

先に述べたミレニアム・プロジェクトによれば、2001年度中には全公立学校がインターネットに接続されるとともに、全公立学校教員がコンピュータ活用能力を身につけること、2004年度には校内LANの整備、2005年度にはそうした環境整備の完成が目指されている。さらにその間に学校教育用コンテンツの開発にも力が注がれる計画である¹³⁾。

インターネットが学校教育の中でより身近なものとなり、そこから容易に情報が収集できるようになったとしても、インターネットから入手される情報は常にそれ以外の方法によって得られる情報とあわせてその情報を評価した上で、適切に組み合わせられる必要がある。学校図書館はこうした複数のチャネルを通して得られる、伝統的な紙媒体から新しいメディアまで各種の情報を収集、組織化、提供する機能を有する。そのためには学校図書館と教室とを結ぶネットワーク環境の整備が必要であることは言うまでもないが、教室以外の場所においても自ら学ぶ

主体を育成するという新学習指導要領に掲げられている目的を果たすためにも、学校図書館自身の外部に開かれたネットワーク環境整備が不可欠である。

3. 学校教育, 学校図書館と著作権

次に,上記のような情報化環境における学校教育 および学校図書館と著作権の問題について検討する。 現行,学校教育に関わる現行著作権法上の条項とし ては,次のものを挙げることができる。

第32条 引用

第33条 教科用図書等への掲載

第34条 学校教育番組の放送等

第35条 学校その他の教育機関における複製

第36条 試験問題としての複製

第38条 営利を目的としない上演等

このうち教室や学校図書館など実際の教育現場との関わりが深い条項は、32条、35条、38条である。

2.2でも述べたように学校図書館は学校という組織の中のひとつの内部組織であり、学校という親組織の目的を学校図書館も担っている。学校図書館における著作権問題の検討は、すでに1991年と1992年の2か年にわたって『学校図書館』誌上に特集として見ることができる¹⁴⁾。ここでの検討は学校図書館に限らず学校教育における著作物の利用と著作権の問題を広く取り扱っており、複写の問題、視聴覚資料のダビング、コンピュータ・ソフトの複製など多岐にわたっている。また最近ではQ&A方式の解説書や入門書も出版されるようになってきている¹⁵⁾が、そのほとんどは特徴的な事例を取り上げて、その問題を上述の条文と照らし合わせながら解説する形のものである。ここではまずそれらの問題点を検討する軸として、次の3つの視点を提示する。

(1) 著作物の種類

著作権の問題ではまず、対象物が何の著作物かということが問われる。言語の著作物、音楽の著作物、映画の著作物といった著作物の種類ごとに権利の適用方法が異なる。複製権のようにほとんどすべての著作物に関連する権利もあるが、上演・演奏権は、言語の著作物と音楽の著作物にのみ関係し、口述権は言語の著作物、展示権は美術の著作物と写真の著作物、上映・頒布権は映画の著作物に関係する。著作者の権利の制限も著作物の種類によって異なる。図書館との関わりでは特に、映画の著作物が別の取扱いとなるので注意が必要である。

July 2000

(2) 利用主体

著作物を利用するのが、教諭であるのか、児童・ 生徒であるのか、あるいは学校図書館であるのか、 学校図書館でも、司書教諭が行うのか、学校司書が 行うのか、といった利用主体の問題である。

(3) 利用目的

著作物を利用する目的が,教育利用にあるのか, 私的利用にあるのか,といった視点である。

この3つの視点により、主として学校図書館に関わる著作権問題を整理してみると次表のようになる。 ○は許諾なしに可能なもの、×は許諾を得る必要のあるもの、 △は条件付きで可能なもの

			貸出		上映	複製17)18)
			映画以外	映画	映画	
教育利用	般教					○2 5
	学	司教				○35
	図	学司				△35
	生徒		○38-4	$\times 38-5^{16)}$	○38-1	
私的利用		般教	30 4	X30 J-**	O30 1	A 20
	学	司教				
	図	学司				△30
		生徒				

学校図書館の著作権問題に関わって従来指摘されてきた主な問題には、次のようなものがあった。

学校図書館への利用者用コピー機器の設置 テレビ番組の録画とフィルム・ライブラリー化 ビデオの館外貸出

ビデオの上映

コンピュータ・ソフトの共有

これらのうち、アナログの資料について最も大きな問題は複製権に関わる問題であった。学校教育において認められている複製は、著作権法第35条において著作権が制限されている。35条は「学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担任する者は、その授業の課程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」と定めている。ここには「複製の主体が教育を担任するものであること」、「授業の課程における使用であること」、「著作権者の利益を不当に害することがないこと」、3つの

北,村上:学校図書館メディアと著作権

条件が含まれている。

まず複製の主体については、教員であることが必要である。学校図書館の司書教諭の場合は、複製物が使用される授業を担当しているとみなされるかどうか、という点が問題となるが、司書教諭自身が担当している科目の授業、もしくはその授業を主として担当する教員とチーム・ティーチング(TT)の形をとっている場合に可能である。また学校司書については、教員の指示のもとに行うことは可能であるが、あくまでも主体は教員であることが必要とされる。逆にいえば TT の形で関与していない授業科目について、あらかじめ複製物を作成しておいて提供することは認められない。

また、授業の課程における使用という複製目的の 限定については、複製物の使用対象範囲の問題であ る。その授業を受けている生徒にのみ配布されるよ うな形でなければならない。

こうした条件以上に、最後の条件すなわち著作物 利用市場との関係での条件が厳しい。著作物の種類, 著作物の本来的用途, 複製の部数, 複製の態様, の 4 つの判断基準のもと, 美術鑑賞用の絵画の複製, 国語の教材としての作品全体の複製なども著作権者の利益を不当に害するものと解されている。著作物の本来的用途に関しては, 教育利用を目的として市販されている補助教材などを一部だけ購入して, 生徒にコピーして配布すること, 市販のビデオや CD をダビングして学校に備えておくことなどが認められない複製であるとみなされている。複製の態様については, テンポラリーな形態であることが必要であるとされている。たとえば教育放送を録画したビデオをライブラリー化してそろえておくことは認められないとされている。

35条はこのようにあくまでも教室の中で、教員によって授業のために著作物が利用されるケースを想定しており、ここに学校図書館の存在は意識されていない。図書館における複製については別途著作権法第31条に「図書館等における複製」の定めがある。しかしながら、この「図書館等」の中には学校図書館が含まれていないことが、学校図書館と著作権に関わる最大の問題点とされてきた190。

新学習指導要領の「総合的な学習の時間」の導入によって、学校図書館の資料を活用した生徒の自主的な学習が促進されつつあるが、このような学習を支援するための資源として、学校図書館の資料だけ

図書館界

Vol. 52 No. 2

では十分ではない。当然, 地域の他の学校図書館, あるいは公共図書館,場合によっては大学図書館や 国立国会図書館20)などとも連携をはかっていく必要 がある。実際,貸出に関しては学校図書館と公共図 書館との間で相互貸借や団体貸出が実現されている 事例も多く見られる。貸出については学校図書館も, 公共図書館も著作権法第38条4項にもとづいて著作 者の権利の制限が同等に認められているが、複製に 関しては学校図書館と公共図書館とでは根拠となる 条項が異なっている。学校における複製は第35条, 公共図書館における複製は第31条であり、その中身 も大きく異なる。学校で複製物を提供できるのは、 第35条に定められた極めて多くの条件を満たす場合 のみである。第31条では利用者の求めに応じて他館 の資料の複製物を提供することについて、直接触れ ている条文はないが, この規定は学術研究の進歩発 達の図書館等に負うところが大であることから、他 館の資料の複製物を提供することが学術研究にとっ て不可欠と考えられ、また第31条1項「図書館等の 利用者の求めに応じた複製」の「図書館等」を個別 の図書館というだけでなく、協力関係にある図書館 等の総体と解することによって行われている。

入手困難な資料の複製についても,第31条においては3項で「他の館からの依頼を受けて」複製し提供することを認めているが,学校図書館にはこの種の複製も認められていない。いずれも,学校図書館間協力および学校図書館と公共図書館との連携を維持していく上で大きな障害となるであろう。

4 電子情報と著作権

4.1 学校図書館と電子情報

次に電子資料,電子情報に限定して,学校図書館 と著作権の問題について検討する。

学校図書館で扱われる電子資料,電子情報を類別すると,まず形状面からはパッケージ型とネットワーク型に大別できる。その中身はまずコンテンツとでしてラムとに大きく分かれ,コンテンツのほうにはさらに,言語の著作物,音楽の著作物,映画の著作物,美術の著作物,データベースの著作物などが含まれる。提供形態の面から見ると,内部でデジタル化して提供するものと,外部資料を導入して提供するものとがある。前者は学校あるいは学校図書館独自でデジタル化するケースである。後者はさらに,商用のものとそうでないものとに分けられる。商用

のものには有償のものとそうでないものとがあり、 有償のものは、パッケージ系であれば市販流通しているものを購入もしくはレンタルで提供するという 形態、ネットワーク系であればあらかじめ契約によっ てアクセス権を入手して提供する形態がある。無償 の商用サイトにはバナー広告などスポンサー収入によって提供されているサイトがある。またシェアウェア,シェアテキストといった特殊な提供形態のも のも少数ながら存在する。非商用サイトには、内容 的には雑多な多数の趣味的サイトのほかに、アメリカン・メモリーに代表される社会資本投下型のサイトがある。

4.2 学校図書館におけるデジタル化と複製権

まず学校図書館独自でのデジタル化と複製権との 関わりについて検討すると、学校図書館独自のデジ タル化の問題は、従来の著作権問題として言及した 複製権問題と重複するところが多い。

たとえば司書教諭が自ら担任する授業科目もしくは TT の形で関与している授業科目以外について、この授業ではこのような資料が利用されそうだ、と予測して前もってデジタル化しておくような行為は認められない。また、授業の課程における使用という複製目的の限定については、複製物の使用対象を囲の問題である。その授業を受けている生徒にののの授業を受けている生徒にのののでは、ない。あらればならなが、だれでもが自由にある。全国のいくつかの学校で共同で授業を行っないるような場合、その全部の生徒のために複製物の利のことは不可能である。あらかじめ利用のニーズを予測してデジタル化して提供するといった活動は認められない。

4.3 学校図書館資料のネットワーク提供と公衆送 信権

次にデジタル化された資料,あるいは市販のデジタル著作物を学校図書館がサーバに載せて利用できるようにする提供形態と公衆送信権の問題について検討する。公衆送信権については著作権法第5款の著作物の制限規定はいずれも適用されない。

学校のネットワークへの接続が一年後にはすべて 完了することが計画されている現在、著作物のネットワーク利用は学校教育には必須のものであり、今 後は「教員がいくつかの図書から必要個所をスキャナで読みこみ編集して、生徒の自宅学習用の教材と July 2000

してサーバにアップロードし、利用させる」といった利用形態や、「学校図書館で購入したマルチメディア資料をサーバにアップロードして利用させる」といった利用形態が増加することが予想される。これまで著作権法第35条において、授業において生徒に対して著作物を複製してプリント資料として配布することが認められてきたが、ネットワーク環境ではこうした資料をプリント資料としてではなく、サーバにアップロードして配布することのほうが自然な利用形態になるであろう。

この場合、著作権法第35条の「学校教育における 複製」において「当該著作物の種類及び用途並びに その複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を 不当に害することとなる場合は,この限りでない。」 とする規定にも見られるように、教育課程における 複製について、著作権者側がもっとも懸念するのは 市場への影響である。たとえば先のようにサーバに アップロードして配布する場合には利用の範囲をそ の授業の受講者に明確に限定することが必要である。 現在 ID やパスワードでの認証方法が一般的である が、パスワードの盗難、利用者の「なりすまし」等 の問題が指摘されており、完全な方法とはいえない。 商用レベルでは指紋や網膜を利用した認証方法も開 発されつつあるが, 現時点では導入経費の問題もあ る。一度ダウンロードされた後の二次的複製に関す る問題もあるが,これに対しては「デジタル透かし」 などの技術がすでに実用レベルに達している。もち ろんこうした技術が解除される可能性を否定するこ とはできないが、プロテクト回避に対する罰則規定 が整備されたこと、プロテクト技術の高度化により、 それを解除してまで二次利用するコストパフォーマ ンスが低下すること、を考慮すれば、教育市場への 影響を最小限に押さえる環境は整いつつあると考え られる。一定の条件のもとに公衆送信権についても 学校教育における利用についての権利制限が必要で あろう21)。

4.4 学校図書館と地域電子図書館構想

学校図書館の規模、人員、予算、ハード環境等を考えれば、現実的には学校図書館独自でデジタル化する範囲も、市販のものを導入する範囲もきわめて限定的であると考えられる。むしろ社会資本投下によってデジタル化された情報を学校図書館を通じて提供する、という形が多くなるであろう。こうした情報のうち、学校図書館をひとつの主要な利用者層

北,村上:学校図書館メディアと著作権

としているのが、地域電子図書館構想である。

地域電子図書館構想は、1997~1999年度の3か年 に文部省によって進められた社会教育施設情報化・ 活性化推進事業のひとつとして研究・開発が委嘱さ れたテーマのひとつである。社会教育施設情報化・ 活性化推進委員会のもとにおかれた地域電子図書館 構想検討協力者会議において検討がなされており, 岩手県, 秋田県, 山梨県などが主な委嘱先となって いる22)。地域電子図書館構想の趣旨は、1998年の生 涯学習審議会社会教育分科審議会計画部会図書館専 門委員会報告で「地域の図書館においては、郷土の 歴史的資料を教育利用の観点から体系的に電子化し, 活用していくことが期待される。また, 地域の生活 にかかわる各種の新しい情報についても,他の公的 及び私的機関との連携協力を含め、可能なものから 電子化していくことが望まれる。国においては、我 が国全体としての構想を検討する必要があろう。」23) と述べられているように、地域の歴史的資料の「教 育利用」を目的とした電子化・活用と, 生活に関わ る情報の電子化である。「教育利用」のひとつとし て「調べ学習」との関係において学校での利用が意 図されていることには、協力会議における議論の中 でもたびたび触れられている。

こうした情報の整備が進むことは学校図書館にとっても望ましいことであるが、その実現過程に次のような問題がある。

ひとつはデジタル化の主体の問題である。デジタル化の主体は都道府県レベルから市町村立レベルまで様々なレベルが考えられる。そのいずれかにおいて一括して行う場合(一括型)もあれば、分担して行う場合(分担型)もある。分担型の場合には境界線が不分明となりがちである。たとえば交通網や各種施設の所在の影響を受けた通勤・通学圏や買い物圏等の生活空間圏と行政区画とのずれ、時代の変化に伴う行政区画自体の変遷などを考えると、単純な区分はできない。分担方針を策定しておく必要性がある。

またデジタル化した情報の総合目録にあたるデータベースの維持・管理も必要となるだろう。ここに含まれるべき情報としては、次のようなものが考えられる。

デジタル化される資料自体にかかわる情報 資料名

デジタル化の範囲(全部か一部か,何年分か,

図書館界

等)

内容

オリジナルの利用条件(所在,利用制限,等) デジタル化する主体 デジタル化する場所

デジタル化の進行状況

計画中(その場合,開始予定時期) 進行中(その場合,完了予定時期) 完了

デジタル化に用いられた技術 利用条件

著作権管理情報(著作権者,利用制限,等) 4.5 その他

その他、学校の構成員に著作権の必要性や著作権に関する方針について明示しておく必要がある。各学校のホームページを見る限りにおいては、100校プロジェクトに参加している情報教育には熱心と思われる学校でさえも、著作権やネチケットに関するその学校の何らかの方針が示されているものはごくわずかである。学校図書館自体の存在感もきわめて薄い状況である。

5 おわりに

以上,デジタル化,ネットワーク化の文脈における学校図書館と著作権の問題について検討してきたが,今後の司書教諭の役割として,ネットワークやコンピュータに対するリテラシーの育成に寄与すること,教員や生徒のニーズを知った上で,従来の媒体型資料とネットワーク上の情報とをシームレスに収集し,組織化し,提供できること,が求められ,そのいずれにおいても図書館の自由に関する把握とともに,著作権に対する理解が不可欠である。

なお本稿執筆中に文部省が2002年度からの新指導 要領の本格実施に対応して、「公衆送信権」等の制 限規定を盛り込むための調査協力者会議を発足させ た旨の新聞報道があった²⁴⁾。方向性を歓迎するとと もに、見直しの中で学校図書館の位置付けの適正化 も併せて強く望みたい。

注・引用文献

- 1)「総合的な学習の時間」については、すでに導入されている学校もある。
- 文部省編『我が国の文教施策(平成11年度)』大蔵省印刷局,1999,pp.246-247.

Vol. 52 No. 2

- 3) ミレニアム・プロジェクトでは以下のテーマが設定されている。
 - 1 情報化(1)教育の情報化(2)電子政府の実現(3) IT21(情報通信技術21世紀計画)の推進
 - 2 高齢化(1)高齢化社会に対応し個人の特徴に応じた革新的医療の実現(ヒトゲノム)(2)高齢者の雇用・ 就労を可能とする経済社会の実現のための大規模な調査 研究
 - 3 環境対応(1)地球温暖化防止のための次世代技術の開発・導入(2)安心・安全な生活のためのダイオキシン類,環境ホルモン(内分泌撹乱物質)の適正管理,無害化の促進及びリサイクル技術の開発(3)循環型経済社会構築のための大規横な調査研究
- 4) 文部省告示『小学校学習指導要領(平成10年12月)』大 蔵省印刷局,1998, p. 5. 総則第5指導計画の作成等に当 たって配慮すべき事項
 - (8) 各教科等の指導に当たっては、児童がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、適切に活用する学習活動を充実するとともに、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。
 - (9) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、 児童の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実する こと。

文部省告示『中学校学習指導要領(平成10年12月)』大蔵 省印刷局, 1998, p. 5. 総則第6指導計画の作成等に当たっ て配慮すべき事項

- (9) 各教科等の指導に当たっては、生徒がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用できるようにするための学習活動の充実に努めるとともに、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。
- (10) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り, 生徒の主体的, 意欲的な学習活動や読書活動を充実する こと。

文部省告示『高等学校学習指導要領(平成11年3月)』大 蔵省印刷局,1999, p.12総則第6款教育課程の編成・実施 に当たって配慮すべき事項

- (8)各教科・科目等の指導に当たっては、生徒がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用できるようにするための学習活動の充実に努めるとともに、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。
- (9) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り, 生徒の主体的,意欲的な学習活動や読書活動を充実する こと。
- 5) この点についての指摘には例えば次のものがある。 天道佐津子「新学習指導要領を読む」『学校図書館』 582, 1999. 4, p.17.
- 6) 文部省『中学校学習指導要領(平成10年12月). 総則編』

July 2000

東京書籍, 1999, pp.100-101.

- 7) 文部省編『我が国の文教施策 (平成11年度)』大蔵省印刷局, 1999, pp.464-466.
- 8) 情報 A, 情報 B, 情報 C の科目内容は次の通り。 情報 A

目標:コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を 通して,情報を適切に収集・処理・発信するための基礎的 な知識と技能を習得させるとともに,情報を主体的に活用 しようとする態度を育てる。

内容:情報を活用するための工夫と情報機器 情報の収集・発信と情報機器の活用 情報の統合的な処理とコンピュータの活用 情報機器の発達と生活の変化

情報 B

目標:コンピュータにおける情報の表し方や処理の仕組み, 情報社会を支える情報技術の役割や影響を理解させ,問題 解決においてコンピュータを効果的に活用するための科学 的な考え方や方法を習得させる。

内容:問題解決とコンピュータの活用 コンピュータの仕組みと働き 問題のモデル化とコンピュータを活用した解決 情報社会を支える情報技術

情報 C

目標:情報のデジタル化や情報通信ネットワークの特性を 理解させ、表現やコミュニケーションにおいてコンピュー タなどを効果的に活用する能力を養うとともに、情報化の 進展が社会に及ぼす影響を理解させ、情報社会に参加する 上での望ましい態度を育てる。

内容:情報のデジタル化

情報通信ネットワークとコミュニケーション 情報の収集・発信と個人の責任 情報化の進展と社会への影響

- 9) 文部省編『我が国の文教施策 (平成11年度)』大蔵省印刷局, 1999, p.465.
- 10) 文部省『小学校学習指導要領解説総則編(平成11年5月)』 東京書箱,1999,pp.89-90.
- 11) またこれは司書教諭資格の付与を介して、大学等における司書教諭課程の科目編成にも影響を与えた。
- 12) 情報化の進展に対応した初等中等教育における情報教育の推進等に関する調査協力者会議「体系的な情報教育の実施に向けて(平成9年10月3日)」[オンライン][引用2000-4-10]〈http://www.monbu.go.jp/series/00000026/〉「今後の検討課題等」の中で、わずかではあるが次のような記述が見られる。

情報教育の推進の観点からいえば、従来の施設・設備の 考え方をさらに柔軟な視点から検討し、新しい発想によっ て子供たちの学習環境を整えていく必要がある。特に、学 校図書館に付いては、情報化に対応した機能の充実が期待 される。 北,村上:学校図書館メディアと著作権

- 13) 学校教育用コンテンツの開発に関連して、ネットワーク 提供型コンテンツ開発事業、学習資源デジタル化・ネット ワーク化の推進、学校スポーツ・健康教育用コンテンツの 制作、文化デジタルライブラリーの構築、が挙げられてい る。
- 14)「特集:著作物の複製利用」『学校図書館』491, 1991, pp. 9 -56.

「特集:著作物の複製利用 (その2)」『学校図書館』503, 1992.9, pp.10-38.

15) 例えば次のものがある。

作花文雄『教師のための著作権法入門』ぎょうせい, 1995, 239p.

森田盛行『学校図書館と著作権 Q&A』全国学校図書館協議会、1998、51p.

- 16) 日本図書館協会や図書館流通センターから「著作権補償金処理済み」のビデオを購入することにより、著作権者の許諾を得ずに貸出することが可能である。また、別途公共図書館や学校に対象を限定してあらかじめ許諾を与えているビデオがある。
- 17) 映画の著作物は複製権を含む頒布権により著作者の権利 が保護されている。
- 18) デジタル複製については、送信可能化権により著作者の権利が保護されている。
- 19) 著作権法策31条で規定されている図書館等とは、著作権 法施行令第1条の3第1項で定められた施設であり、以下 の6つが挙げられている。
 - 一 図書館法第二条第一項の図書館
 - 二 学校教育法第一条の大学又は高等専門学校に設置された図書館及びこれに類する施設
 - 三 大学等における教育に類する教育を行う教育機関で当該教育を行うにつき学校教育法以外の法律に特別の規定があるものに設置された図書館
 - 四 図書,記録その他著作物の原作品又は複製物を収集し,整理し,保存して一般公衆の利用に供する業務を主として行う施設で法令の規定によって設置されたもの
 - 五 学術の研究を目的とする研究所,試験所その他の施設で法令の規定によって設置されたもののうち,その保存する図書,記録その他の資料を一般公衆の利用に供する業務を行うもの
 - 六 前各号に掲げるもののほか,国,地方公共団体又は民 法第三十四条の法人その他の営利を目的としない法人が設 置する施設で前二号に掲げる施設と同種のもののうち,文 化庁長官が指定するもの
- 20) 国際子ども図書館のサービス対象には学校図書館が含まれることが基本方針に明記されており、「子どもを対象としたサービス」のうちの「非来館サービス」の項でも、「学校図書館・公共図書館とネットワークを結び、全国の子どもたちに対して、資料・情報サービスを実施する」としている。

Vol. 52 No. 2

図書館界

国際子ども図書館準備室「子ども図書館[サービス実施計画]」[オンライン] 1998. 6.16[引用2000-4-10] http://www.ndl.go.jp/kodomo/reference/exec.html

- 21) 新学習指導要領により、インターネットや通信衛星を活用した授業の導入が本格化することを受けて、文化庁では著作権法第35条で認められている「複製」に「送信」を加える方針を打ち出した。今後法改正に向けて権利調整が進められる。(『日本経済新聞』2000年3月8日付朝刊)
- 22) 社会教育施設情報化・活性化推進事業の委嘱先は全部で 17あるが、そのうち地域電子図書館と銘打っているものが 5件、地域電子図書館の名前はないが、それに近いと推測される事業が2件ある。

例示した3県の事業の URL は以下の通り。

岩手県 http://www.pref.iwate.jp/

秋田県 http://www.apl.pref.akita.jp/

山梨県 http://www.manabi.pref.yamanashi.jp/

- 23)「地域電子図書館構想検討協力者会議について(平成11 年2月15日生涯学習局長裁定)『図書館政策資科』VII,日 本図書館協会,2000.1,p.47
- 24) 改正が検討されている内容として以下の4点が挙げられている。
 - 1) インターネットで教室を結ぶ授業を行う際, 教師がパソコンの記憶装置に著作物を入力・蓄積し生徒らが端末で取り込む
 - 2) 同省が開設した教育情報衛星通信ネットワークでの公 開講座で、著作物を放映する。
 - 3) 図書館が利用者の求めに応じ書籍をコピーしファクス送信する。
 - 4) 複製の主体を「教育を担任する者」のほかに児童・生徒などの「学習者」にも拡大する。

(『日本経済新聞』2000年3月22日付朝刊) (原稿受理日 2000年4月17日)

2000年度図書館学セミナーの予告

今年度のセミナーを下記の内容で行います。多 くの方のご参加をお待ちいたします。

記

日 程:2000年11月12日(日)~13日(月)

場 所:大阪市内

テーマ:子どもの読書環境を考える一公共図書 館と学校図書館のサービスを中心に

『TP&D フォーラム2000-第10回整理技術・ 情報管理等研究集会ー』開催のお知らせ

主 催:TP&D フォーラム2000実行委員会

後 援:日本図書館協会,情報科学技術協会,日本 図書館情報学会

開催日:2000年8月5日(土)・6日(日)

会 場:「セミナーハウス クロス・ウェーブ」 (JR 船橋駅より徒歩 5 分)

演題:志保田務(桃山学院大学)「件名標目表の 諸表について」、谷口祥一(図書館情報大 学)「テキストレベル実体を基盤にした書 誌的記録、作成の可能性」、遠山潤(久留 米大学)「資料論への試み」、山崎久道(宮 城大学)「Boolean Search における検索 式作成は習熟度の低い利用者にとって困難 か?」

参加費:22,000円/人(定員45名になり次第締切)

申込先:鈴木学(日本女子大学図書館)

〒112-8681 東京都文京区目白台2-8-1

Tel: 03-3943-3131 (ex. 7732)

Fax: 03-3942-6179

e-mail: QYP06030@nifty.ne.jp(home)

manabu@lib.jwu.ac.jp(office)